

## MPN・e決済サービス利用約款

### 第1条（約款の適用）

本約款は、株式会社メイテツコム（以下、当社といたします。）が提供する電子決済サービス（以下、本サービスといたします。）の利用に関し、当社と利用申込者との間で締結される契約の条項として適用されます。

### 第2条（利用契約）

本契約を承認のうえ、当社に本サービスの利用を申込み、当社がこれを認めた利用申込者を契約者といえます。

### 第3条（契約の遵守）

1. 契約者は本契約の各条項を承認し、これらを遵守するものとします。
2. 契約者がネットショップ運営者自身と異なる場合においては、契約者は本契約に定める内容をネットショップ運営者に遵守させるものとします。ネットショップ運営者が、本サービスの提供に関連し疑義を申し出た場合には、契約者の責任と負担においてこれを解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第4条（利用者との売買取引）

1. ネットショップにおける利用者との売買取引は、すべて契約者の費用と責任において行うものとし、当社はその内容等について一切関知しないものとします。
2. 当社は、契約者が販売する商品もしくはサービスの完全性、正確性、有用性および合目的性について、利用者に対し、いかなる保証も行わないものとします。
3. 契約者は、利用者に対して販売した商品および提供したサービスの品質不良、瑕疵、運送中の破損、数量不足、品違い等、売買取引に関する利用者との紛議については、利用者との間で遅滞なくこれを解決すべきものとし、当社は一切関知しないものとします。
4. 当社が前項に関連して何らかの損害を被った場合、契約者は即刻これを補償するものとします。

### 第5条（サービスの内容および決済金融機関との契約）

1. 当社が契約者に提供するサービスの内容は、別表に定めるものとします。
2. 契約者が前項のサービスを利用するにあたっては、本契約のほかに、クレジットカード会社や銀行等、当社の指定する決済金融機関別の利用契約を、別途締結するものとします。
3. 本サービスの利用は基本的に本契約によるものとし、本契約に定めのないことがらについては決済金融機関別の契約によるものとします。

#### 第6条（接続方式および通信手順）

当社が契約者に提供する本サービスの接続方式および通信手順は、当社が別途定めるものとします。

#### 第7条（決済代金の支払いおよび本システム利用料）

1. 契約者は本サービスを利用することの対価として、別表に定める利用料を当社に支払うものとします。なお、この利用料にはクレジットカード会社や銀行等、決済金融機関に支払うべき決済手数料を含むものとし、次項に従い契約者から当社に支払われるものとします。
2. 決済代金の支払いは、別表に定める支払日（支払日が郵便貯金休業日の場合は翌営業日）に、当社から契約者指定の郵便貯金口座に振込むことにより行います。当社は決済代金から当該決済にかかわる本システム利用料を差し引いて支払うものとします。

#### 第8条（決済代金の返却）

1. 利用者との売買取引解消、決済金融機関との債権譲渡解消等により、契約者から利用者もしくは決済金融機関への決済代金の返却が必要となった場合、契約者は、自己の責任において遅滞なくこれに対応するものとし、当社には一切迷惑をかけないものとします。
2. 当社が前項に関連して何らかの損害を被った場合、契約者は即刻これを補償するものとします。

#### 第9条（事故などの報告および事故発生時の緊急処置）

通信回線の故障その他の事故により、当社が契約者に第5条に定めるサービスを提供できない場合、当社は契約者に速やかに報告するものとします。なお、当社と契約者との間の緊急処置に関する規定は、当社が別途定めるものとします。

#### 第10条（不可抗力による契約の不履行）

当社および契約者のいずれの当事者も、本契約の不履行が、火災、地震、風水害、ストライキ、争乱、停電、電気通信事業者が管理する通信回線の不備、法的規制、行政指導等、当事者の支配し得ない不可抗力によって生じたときは、かかる不履行に対して責任を負わないものとします。

#### 第11条（契約上の地位の譲渡）

契約者は、当社の書面による事前承認がない限り、本サービスの提供を受ける契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。

#### 第12条（届出事項の変更）

契約者は当社に届出ている商号、代表者、所在地、電話番号等の諸事項に変更が生じた場合には、直ちに当社所定の書面をもって届け出、当社の承認を得るものとします。

#### 第 13 条 (パスワードの管理等)

1. 当社は契約者に本サービスを利用するための ID・パスワードを付与します。
2. 契約者は当社から付与された ID・パスワードを第三者に知られないよう自己の責任において管理するものとします。
3. 当社は、本サービスの提供において、送信された ID・パスワードがいずれも契約者に付与したものである場合には契約者からの行為としてこれを取り扱うものとし、不正使用その他の事故があっても、該当する損害については一切責任を負わないものとします。

#### 第 14 条 (利用中止)

1. 当社は、設備の保守上または工事上やむを得ない場合には、契約者に本サービスの利用を中止していただくことがあります。
2. 当社は、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめその旨を契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合はこの限りではありません。

#### 第 15 条 (機密情報)

1. 機密情報とは、本検討に当たり相手方から開示または提供された相手方の経営・技術・営業および顧客に関わる情報およびデータ（文書、図画、電子メール、電子的記録媒体、口頭等の開示・提供方法は問わない）のことをいう。
2. 前項の規定にかかわらず、以下の情報は本契約における機密情報の保持の対象とならないものとする。
  - (1) 相手方からの開示前に既に知っていた情報。
  - (2) 開示時に、公知または公用のものであったもの。
  - (3) 開示を受けたあとに、自己の責めによらないで公知または公用となったもの。
  - (4) 機密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手したもの。
  - (5) 相手方からの情報開示に関わらず独自に開発したもの。
  - (6) 開示を受けたあとに、相手方が機密情報としての扱いから除外することに同意したもの。

#### 第 16 条 (機密保持義務等)

1. 当社ならびに契約者は、相手方の機密情報を、理由の如何を問わず、相手方の事前の承諾なく第三者に漏洩または開示してはならない。万一、機密情報が漏洩したことが発覚した場合は、当社ならびに契約者は直ちに相手方に連絡しその指示を受けるものとする。
2. 当社ならびに契約者は、機密情報を本検討以外に使用してはならない。
3. 当社ならびに契約者は、機密情報を利用して、自己または第三者のために営利活動を行ってはならない。
4. 当社ならびに契約者は、機密情報の不当なアクセスまたは機密情報の紛失、破壊、改ざん、漏洩等の危険に対して、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

5. 当社ならびに契約者は、本契約の終了時、若くは相手方からの返還の要求があるときは、いつでも直ちに機密情報を含む物件および資料（その複製物を含む）を相手方に返却するか、あるいは相手方の立ち会いのもとで破棄しなければならない。

#### 第 17 条（開示対象）

前条第一項の規定に関わらず、当社ならびに契約者は次の者に対しては必要な限度において機密情報を開示することができるものとする。

1. 本検討上で機密情報を知る必要のある自己の役員および従業員。
2. 自己の弁護士・会計士・その他アドバイザーで法令上機密保持義務を負う者。
3. 自らと本業務に関連して同様の機密保持契約を締結している者で相手方が承諾した者。

#### 第 18 条（コピー等の作成）

1. 当社ならびに契約者は、前条に定める開示対象者に配布する等の目的で本検討の為に必要最小限の範囲で機密情報を複製または複写できるものとする。
2. 当社ならびに契約者は、本契約書の有効期間の終了または相手方より請求のあった場合は、機密情報およびその複製物を相手方に返却するものとする。

#### 第 19 条（損害賠償）

1. 当社ならびに契約者は、相手方の本契約違反により損害を被った場合には、相手方に対し損害賠償を請求することができるものとする。
2. 当社ならびに契約者が相手方に対し損害賠償請求できるのは直接かつ通常の損害においてのみとし、天災地変その他の不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害および逸失利益は含まれないものとする。

#### 第 20 条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は締結の日より 1 年間とします。ただし、期間満了の 3 ヶ月前までに契約者または当社から書面による契約終了の意思表示がない限りさらに 1 年間延長されるものとし、それ以降の期間満了に際しても同様とします。

#### 第 21 条（契約の解除）

1. 当社または契約者は、相手方に次の各号にあげる事由の一が生じたときには、何らの催告なく直ちに本契約を解除することができます。
  - (1) 重大な過失または背信行為があったとき
  - (2) 支払いの停止があったとき、または仮差押、競売、破産、和議開始、会社更生手続開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申立てを受けたとき
  - (3) 手形交換所の取引停止処分を受けたとき

(4) 公租公課の滞納処分を受けたとき

2. 当社または契約者は、相手方の債務不履行が相当期間を定めて催告後も是正されないときは、本契約を解除することができます。

#### 第 22 条 (約款の変更)

1. 当社は、当社が必要と判断した場合には、その都度本約款を変更できるものとします。
2. 当社は本約款を変更した場合には、新約款を契約者に遅滞なく送付するものとします。

#### 第 23 条 (協議)

本約款に記載のない事項で契約者が本サービスを利用するうえで必要な事項については、契約者と当社との協議によって定めるものとします。

#### 第 24 条 (合意管轄裁判所)

本契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、名古屋地方裁判所をもってその専属管轄裁判所とします。

## <別表> MPN・e決済のサービス内容について

MPN・e決済サーバーへのリンクによって、さまざまなクレジットカードの取扱いが可能になります。クレジットカード会社や決済機関とのやり取りは当社が包括的にシステム処理しますから、伝票記入等の手作業から一切解放されるばかりでなく、決済代金も当社からまとめて受取ることができます。

当決済サービスのご利用にあたっては、「MPN・e決済サービス利用約款」をご確認のうえ、所定の**利用申込書**をご提出ください。また、ご利用いただく決済サービスごとに決済金融機関等への**確認書**等が必要になりますので、あわせてご提出ください。

### 1. サービス種別と概要

#### (1) クレジットカード決済(SSLカード番号入力方式)

- ・ VISA, マスター, JCB, AMEXブランドの取扱いができます(1回払いのみ)
- ・ 当社指定のカード会社と通販加盟店契約を締結したうえで、カード会社とのやり取りを当社が代行します(**確認書**をいただきます)

項番	ショップ作業	当社作業
1	カード利用申込受け	
2		カードオーソリゼーション
3		オーソリ結果の提示
4	<b>本人確認</b>	
5	<b>売上依頼</b>	
6		売上データ伝送
7		売上代金代理受領・送金
8	売上代金受領	

- ・ 発注者の「**本人確認**」は、カード会社との契約上ショップの義務事項です  
メール、電話等で必ず行ってください  
(いたずら等での受注に対しては、代金が支払われません)
- ・ 「**売上依頼**」は、商品出荷後、管理画面上の「**発送手配ボタン**」等を押して行います
- ・ 売上代金受領のため、郵便貯金の「**ぱるる口座**」が必要です
- ・ ショップの受注画面と決済システムの連動については、当社でご指導します

### 2. 代金お支払いサイクル

項番	決済方式	締切日	店舗口座への送金日
1	クレジットカード	15日締め	翌月15日の6営業日後

3. システム利用料(カード会社、金融機関の決済手数料を含みます)

項番	決済方式	種類	1取引毎の利用料	1送金あたりの利用料
1	クレジットカード	VISA, マスター	振替金額の4.8% (ただし最低額50円)	1店舗口座あたり50円
		JCB, AMEX	振替金額の5% (ただし最低額70円)	

4. 利用開始手続き

